

会津美里町  
住宅取得  
支援事業

# 会津美里町への移住に 最大200万円補助



会津美里町に移住され住宅を取得される方に対するの補助制度です。  
会津美里町空き家バンク「住まいるバンク」を活用して  
中古住宅を購入する際にも活用できます。  
詳しくは裏面をご覧ください。

会津美里町 移住定住

検索



# 会津美里町住宅取得支援事業

福島県の補助加算と合わせて最大200万円の補助

この補助制度は、会津美里町に移住し住宅を取得する方に対して、購入経費の一部を補助するもので、最大で100万円の補助を受けることができます。さらに、福島県の要件に該当する場合には最大で100万円の加算があり、合算で最大200万円の補助を受けることができます。

## ◆補助資格要件◆

- ① 平成30年4月以降に住宅取得の契約を締結し移住すること。
- ② 住宅取得の契約日以前1年間本町に住民登録がなく、補助金を受給してから3年間以上継続して補助対象住宅に定住すること。
- ③ 世帯全員が町税等の滞納がなく、かつ暴力団等でないこと。

## ◆補助対象となる経費◆

新規・中古の住宅を取得するのに要した経費

\* 土地取得費、外構工事等に要する経費、住宅以外に係る経費などについては補助対象外となります。

\* 中古住宅については「会津美里町住まいるバンク」に登録されている物件に限ります。

## ◆補助額◆

補助対象経費の1/2の範囲内で補助します。補助基本額・加算額は下表の通りです。

## ◆補助基本額の要件◆

- ① 会津美里町外から転入する方…最大70万円
  - (1) 住宅取得契約日において40歳未満の方(夫婦の場合はいずれか一方)…10万円加算
  - (2) 世帯内の方が町内事業所に従事した場合…10万円加算
  - (3) 町内建築事業者が施工した住宅の場合…10万円加算\* ただし補助基本額が補助対象経費の1/2に達する場合には加算は行いません。
- ② 福島県の定める要件に該当する場合(注)は、上記の補助基本額と要件ごとの加算額がそれぞれ2倍になります。

## ◆その他◆

補助金を受給するためには申請書のほか「会津美里町住宅取得支援事業補助金交付要綱」に基づいた各種添付書類が必要です。また、県・町共に予算の範囲内での補助となります。

なお、補助金申請については、移住される前に書類提出が必要です。詳しくは下記までお問い合わせください。

- (注) 県の定める要件…①県外からの移住要件 ②県の定める住宅の面積要件  
③中古住宅の取得の場合耐震診断の実施要件 があります。